

(契約の終了)

- 第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。
- 一 入居者が死亡したとき
 - 二 事業者が第 29 条（事業者からの契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき
 - 三 入居者が第 30 条（入居者からの契約解除）に基づき解除を行なったとき

(事業者からの契約解除)

- 第 29 条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することができます。
- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
 - 二 管理費その他の費用の支払いを正当な理由なく、その滞納期間が 2 ヶ月を超える、催告をしたにもかかわらず支払の意思が示されないとき
 - 三 第 20 条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき
(※特に、居室での喫煙及び故意にタバコ・ライター等の持ち込みをされた場合契約を解除します)
 - 四 入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
 - 五 入院または外泊が連続して 2 ヶ月を超えるとき、または予想されるときで、復帰の目途が立たないとき　ただし、退去後入居者が復帰を希望する場合、事業者は他の施設への入所も含めてその実現に努めるものとする
 - 六 病状が悪化するなど著しく医療依存度が高くなり、施設生活において医療対応が難しくなった場合

- 2 前項の規定に基づき契約の解除は、事業者は次の各号の手続きによって行います。
 - 一 契約解除の通告について 30 日の予告期間をおく
 - 二 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力します
- 3 本条第 1 項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います。
 - 一 医師の意見を聴く
 - 二 一定の観察期間をおく

(入居者からの契約解除)

- 第 30 条 入居者は、本契約を解除しようとする場合、30 日以上の予告期間をもって、事業者が定める契約解除届を事業者に届出るものとし、予告期間満了日をもって、本契約を解除されるものとします。
- 2 入居者は、前項の予告期間満了日までに、居室を事業者に明け渡すものとします。
 - 3 入居者が契約解除届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事實を知った日の翌日から起算して 30 日目をもって、本契約は解除されたものとします。